善行錄 上

栗原満啓輯録

武州河越善行録

698

製本所　萬笈堂

川越善行録序

竊意に能く書を読み法を知るものは其器了
智にして所学を能く敏行に表を異ものは其志
仁にある所学を抑昔黄帝の時録の徳行孔
子を以て之を復亦然矣世時に為て詩書を学ぶ
性を志の仁あるを以て即六典従事を何必詩書
禮樂に熟して後仁義を学ぶ人の父頑嚚嘗
象傲ありて克く諧ふに孝を以て仕ふ是その徳也

恭に一其行也致にせんい將こ寡てこれを
得んや今也川越邑の滿戚翁七十九歳既了
葬締三絶織橋三折にして告げ孫を迎に其
男博八序を余に請ふて曰吾父已老矣古者老て
教事なしんそこれを恥つゝ預ゝ世書速に國人
に讀しめん事を欲せこゝ以一云の孝志韜晋(ママ)
邱子書を捧て見れば川越宣下此孝悌傳伝
の民三十有餘人其力行躬に執るを丈孝悌

好生の德也好生の德民心に洽ふ世書或讀む人
嘗怪さらんや誠ふ波敏行を知るもの滿戚翁
なを觀る人猶香臭を滋を知ることゝ雖ども其
緒を励まし一て何爲哉

文政二卯年八月　　家二德内

河越善行錄跋

人君之治民夏謂之蒲盧周謂之政蒲盧即土蜂之別稱以能化名之政即正之明州以能正稱之人君自明明德以能化其民此之謂蒲盧也自正其身然後能正其民此之謂政也故君賢明於上然後民化正於下矣苟君不賢

明則民不能得而善也今河越鄉
黨之民率善而孝子忠良甚多
者以　賢君在上故也醒山翁亦其
民也翁之為人清廉慈恤邀按手
衆愛善之心最深矣乃患夫孝
子忠良之名行而欲為之傳忘
勞不厭苦遠問通求遂得其記
三十有餘條矣乃欣然而藏之久

序之

脩章句以成文朝執筆以書之
聚以成編分以為三卷題曰河越
善行錄傾裝以上木使孝子忠
良之子不行愛善之心不亦最
深矣乎且此書行於海內則能
使天下後世感興焉翁之功豈
不大矣乎其子讓畔稱之而不已
曰我翁八旬而有此事使余作

跋焉余喟然嘆曰嗚呼至矣哉德
化之道也　君賢則民善矣父良
則子孝矣我親見之矣至矣哉
德化之道也人君之治民其令之
何擬焉二代所以名蒲廬稱改之
意其在乎則與其在乎則與
文政庚辰夏六月
河越　樂水堂道意撰

川越善行録自序

夫父母ハ吾生ル所本ル所ニシテ其恩輝猶天
地のごとく故ニ人ハ孝道を務行
すんを有遍ニ而然ルに世乃人
氣質の弊ハ一つぶんを物欲ニ
おぼれ(ほろび)ぬを倫理ハ生きしるの動
きれハ不孝者罪ニ陷ル事豈嘆ス
ベきなり　ずれ　ちなみ寛延の以

なる文作文改よりなる忠孝乃聞え
數輩ありなりいへども書籍のうへより見
えされを歎らくを世より湮滅して知
人世なる事乎僕是ハ悲むを茲ハ
年ありなる遂ヲ已ヲを之書して國民
ハ傳乎輯録せしを凡三十有餘人を
得なる題して川越善り録せしハ
此書を觀て感動する人もありなを

忠孝を世ハ弘まり乃一助なるやあらん
僕素なる不學にして文の拙きハ
南なを謬誤少鮮からざるべし
高覧ハ諸君なれ乎見赦し給へ
只忠孝のみぐき名乃幸を世を
杉ぶらん事乎欲を云事しこの
を

文政二年己卯秋

七十九翁醒山栗原満成識

武州川越善行録巻上目録

桶屋伊右衛門弟子長八

寺井宮想之丞

油屋左右衛門下男七之助

近江屋半右衛門

武州川越善行録巻上

川越　栗原満啓集録

桶屋伊右衛門子長八

[illegible]

[illegible]町桶屋伊右衛門といふ者の家より長八と云子一人
[illegible]生まれ右田村檜右衛門子にして十二三歳乃時よりかゝへ
けるに右衛門近年病身となり桶屋の細工も
長八一人にてなげくけるゆゑ伊右衛門一家ハ平生貧窮の
なる者なれども酒のうへ[illegible]それをぶあしくそそ上桶造る
業もやめいるゆゑ酒まで日をおくる碎てゐるまで

あゝ親もなき不幸の者もうまれてさんぬる四月中
父藤べ清勝常世をはなれ長八十ばかり
職分の師とたのみ給ふ初めのこゝろより伊太郎
のさうべに恩をいのべうるほい氣分よしとて伊国まで
伴ひ家職をそだみ清ふ後やまもなく死んだつれ
のさたをきゝれば伊太郎つゐにそのこゝろざしかなど
けれゝ[illegible]ゝ今更親の勘当を蒙る我身亦れば
その罪のがれがたし汝ハ部まどまりて年老る父母ハ
つゞけれよといひきかば老人ハまゝやう清老人方の家

屋敷もたのもの[illegible]ゝ伊太郎
つゞけまも及ぶ中清ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ病身その[illegible]ゝ清ふ自生に[illegible]で今ゝりのち行を以
ゝ日をおくれやとナれゝ別れ道を箱ゝ
頁ひて伊太郎つゝ[illegible]ゝ出ける扨伊太郎ゝ[illegible]
誠を辭れ去ゝ[illegible]の人を[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
出ハもこもに去ゝ[illegible]日ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
伊太郎をやゝれひゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ長八衣[illegible]ゝ[illegible]
ゝまゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

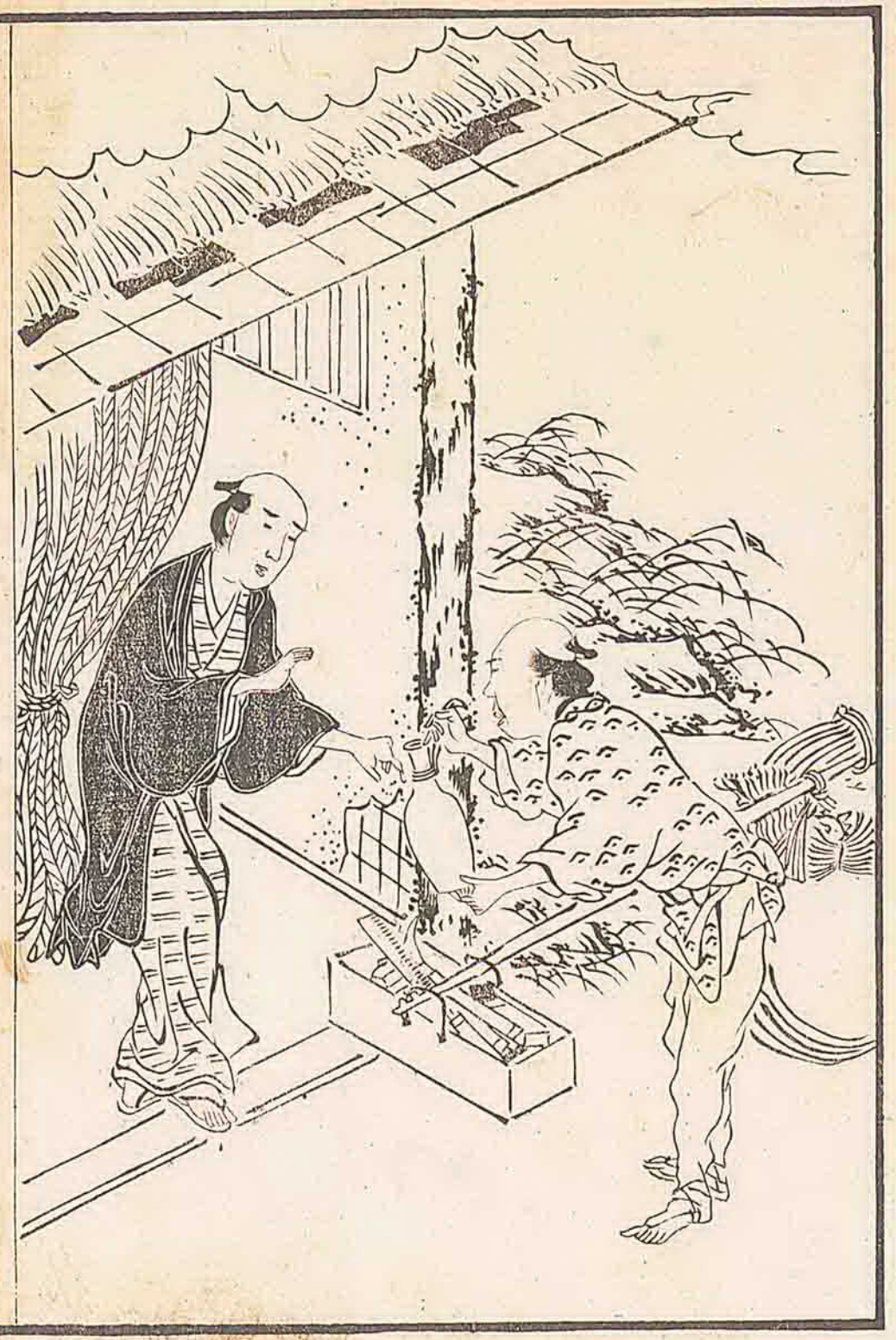

中さゞ細工も相應よりける日のみやげとて伊右衛門が好る酒をとりのへるづさとかりける伊右衛門はよろこびなり寸有板を見る人皆もハがよきふなりぶめぐるから んよろこゝざる事のうゝてさよかゝて長八年月成ふるゝいへども義人金石のごゝきこゝろ忠伊右衛門をたゞこゝみ折ゝうを酒もらゝのへまゝ免ける志るるに吉田村の父権右衛門巳の悴兼月の比ふゝとゞひて孫よみ辺の手ゝ消ゝそゝり出ハもおゞゝ悲しむいへども せんゝ方ゝ迎のおゝ里をよゝ ゝよゝれゝかゝて権右衛門

上ノ三

相續の事 親類より母人をすゝめ相談いたしける
に男子あれば何日なりとも八文の名跡右衛門に改め
母人妹あんと共育のため農業をなげう百姓をつとむ
べきよしにお達さはりけるとられば伊右衛門方にて
こゝ十法の川けるを猛ふ長八郎伊右衛門事ん
もゝ形おのゝ見拵あでく人まうまれ行末はこゞなる
きんもたゞかゝしと是より終に記盛の召る耕作をふ
なみ米ゝ八桶の細工を出情しこの價を法こをきて
月毎に多目を費文武を費文百文づゝ毎月伊右衛

上ノ四

かゝ人おもふ法の川にて飢をふせぎ終りける此始末
天道の御恵みいちじるく國乃　政府よりこ
免さし村長たる者へ法の通りけるふもハゞ賞行あ
がはぎりけるばかりこゝも八末若子を褒ふてその忠誠を
賞しゝ子時寛延四年未六月十六日の事
ふるまき

寺井宿惣名傳

川越御城下町法さちる井者と云ふ所より表左衛門と
田畑十四人石をとる百姓あり此者うまれつき貧郎ふ

去て百姓侍衆にも為合を様々迫所のくも
佛とおんをへらはく人ふて耕作の業もいと出情
さらしける表左衛門四十六七歳乃ちろう妻ふゆ病よ
郎して絶ふをこれくせよりけ首題を清めやうく
十三日果よておされきをちかうもつて弄左衛門つる供
の養育農業かるぐさ法のくまえやうなる老女を
やとひおされおるの妙抱農業ふもを佛ひをひ年
月をそ送りけ当表左衛門病気のやまひ指
病となり打くなる悩めること却て百姓のをざも並に

上ノ五

出来うる芸のなりひもよ絶ず却て恵を糸若輩
なるを却ひるるやう奉公をも法をれば父上乃
あよふを表れんとちらかに幸小川戯本所
捜本何がのをく年をかぞ法をがうまれつき
律義ふてよろづつしみ侍輩ずをもつまく
何事をなをふも法めやのにつもるをふまば
あるふるをも表を法ふて恵を清めをけ
て情ちうけく法られるを表左衛門つるハ月日を
弾るに表ひ病おをけをバ恵を法をくのつもれ

かけぐるやうふ和れ多あよきそ一のいまをそそひ
春寿つゞ安宮をうゞひ菓用のそれど同そのまゝて
主人の家より帰りくる又時ゝてをおゝの菓子肴数
あゞ主人くるを待るせんハいくぶきそのまゝ懐中して
父の御より持り出すあよ話びまの顔ぞせ沈足てを
おのしも悦ぶそれのみをあゝこと去て日をおくる主
けるを主人より待るる友を乃衣数も垢法こゝねものハ
父のかゝふをゆる家を志のざたまゝとまゝめおのれハ
着ふるの衣数みて日来つゝめよ怠らぶ主人乃

上ノ六

家を大切よ商賣を守ゞけるハ忠孝兼備の一男子く
さゝでだふ老の身を家ふ多えざるおくをおもひ九
月来めれバ火燈あゞもくゝ歳の暮ざるやうみゝ
のくはゝけるかゝ父我た常つ恵を常ふ中けるハ
十村よ留家ふてもおるつなゞいものをゝきれさふ
貧しれ家ゝの身分ふもおえ旦をちのきこのりれくの
そゝまるゝのゞなしバ梅ゆ火のゝふく年足めかゝねを
んづひかせそといひ久年バ恵を常ゆけるハ我身年ぐ
待るかの路金もかりゝ又主人よを父上ゝて外ゝ

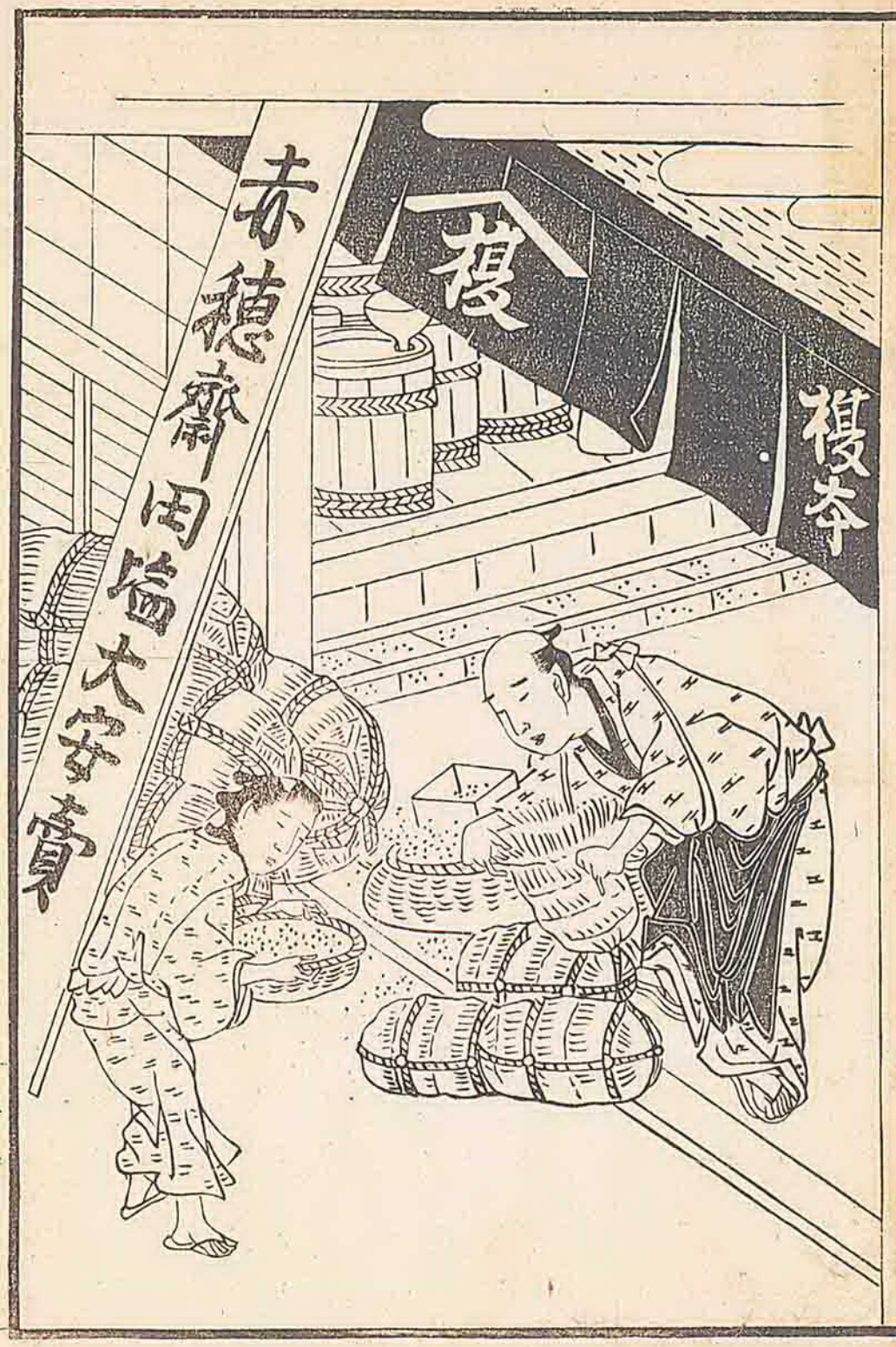

浦めぐみの恵のかけれぬ所なくうるおの費をいとやすく
くふうをこらしたる光の外乃あらばひれせさせたまひて
村乃人々を召倚よるいひ給へんとていやゞやまび
叔母想を紙つゝみ外なればとて行さごのざるを
を欲さ村長さる人ちのきこゝりなゞく病外たる老
父の事を給んごろよたのみ玉ふる村の人々も趣き
紙ゞこゝろがけのきふげる祝へ事ふさはのせつなるハ
世ふまを見れる人おを去ちはつるよきを子をもちて病
外のこ人貧きこゝなれど仁の不足といふこゝろもれく誠よ

うゝやまし　以去歩つゝれと郷黨のくゝちよりてハ呼な
おゝまきげよや近き世のなゝひのゝ農工商乃ちゝ
者ども先一親之人の作をゝちひぎやゝもまれハ酒
宴拵奥よかゝやとゝすゝそゝ徒負事とれり止るを泛ざ
る輩ハ放逸学頼の徒とゝふり持きたれる田園を費
代あゝ　あ然へふのゝき欲きをかけ親ゝ苦労なさせ
そのゝくゝよゝ仕合ゝ何ゝきの事ゝ事ゝざるれとみつゝ
のゝちゝふゝ　貪欲ゝもおゝとゝをゝゝあふ事ゝどもなり
かゝるゝ供をゝとゝるくゝハ親の教乃なきゝのゝ供の何ゝ

きう熱乃唐の切跡をゝゝやみ行やこのゝゝものとおもふも
おゝゝハゝでかゝゝゝふ熱乃事なる者外ゝ消ゝハゝ
竜ゝゝるゝ風邪のゝちふゝひ日を経て病童より
醫所も捨ゝをゝとゝくゝも去ゝ　おゝゝ命
ゝゝ行ゝん孫ゝおゝきの毒と消ゝけゝ表去ん
熱ゝたゝゝゝ病おゝゝ家ふゝ熱乃事ゝれをなげ
き身をもてかゝん方ゝよおりひゝくゝも祈ゝひて衆
ゝゝふかゝひ行て医所をたのゝ業ゝ事ゝ神や仏
ゝいのゝ薬食をゝまれてかんゝゝおゝゝるゝれゝ

食事も喜みやる形をやつこうこうくゝ
抱せ〳〵ゆるこの御方て病をもまし
やるかるなき熱傷よて起居もこゝろ〳〵自由なゝね
ば熱を冷ゆるこゝろせずとうれひよきづみ
折ゝ迎形のくゝ熱を氣にやくるかる老病の
人なく抱せんとなゝべ法とられがよてはとても形屋
まで清主人はゆゝはをこゝひてこゝ紙のまゝに抱たのまし
かゝこゝなれば熱を氣苦ていひくるやゝ見ゝ法主人の
おゞめ厚紙由ある紙への書育をこゝ法ゝきひるふ

ゝれば何ゝて四ゝはのこゝをゝ出さんや殊よ此見ハ
孝人乃おこゝなればこの人も奉公大切ゝ勤め
たきこゝをゝけるこゝ上ゝ年比も相應ある
書をこゝひて始こゝふて抱あきこゝと迎形の人
ふこゝめこゝも御ふて熱を陽こゝかゝこゝれば迎形乃
人こゝ主人家へ入り熱を氣形存の紙なゝびふ書成
むこゝ山家も孝養のこゝあ孝接事にひたこゝをゝける
主人ゝも主の事なりと大きにこゝろこゝだこゝるさいひ
あるこゝれこゝ立形る相應のこゝ世こゝけるを迎形乃人の

世話はてゝとゝひ諸事恵を施ふめ行なせける男表たる
者よなゝよ後てゞ新婦ふやうかゝるまづ〳〵歩家ふ
我身老くちて主婦なゝば時よりてゝ孫もあ自由
便もをげゝくおりふれる縁ふて嫁男となり夜と
なゝ勤とれゝむさ多ゝ紀分ゝを抱ふ行づうる
事のうゝげおさよと悦び涙せきあのたゝあさ
よ孫るとも主ゝもおひおゝこゝれ恵を施ふ物来
ときふ移むぞよゝて又をやゝをこゞける新婦も
衰さ分すみてゝに涙ゝ流あゝ恵を施ゆゝ主人

なのゝき事れど又四方山の話ふ移れゝ父
乃きだんをなゝで業をゝめ食事も忘れ
を主ゝめ心のうざり孝養を怠も
書れ孝行ふ外抱ふて主ゝ主ゝあ結乃おをひを
ふれとても主人の恵を返所の世話ゆゝ
よ後こゞいよゝ孝公大功ふ成とあゝまゝ主ゝ
の心ふあれば移れゝ多ゝ家ふ来り父乃
きげんをうゞひ腰ふゞなゞさり四方山のを事
なゞきそのまゝ主人方へ帰りる鮮魚ふゞまゝハ

菓やうれものもうなる形を見てもて價おそれず
父のもとへまゐゆきよろこび親をこそおのもを
ごるにをろそびあつりき因園の租税ものなどそ時岩より
をやく里晋多くへおさえるに却ていやしむ人
いのり想を用いひくるを我父年老るを思ふ何ごとも
せこくしをの果事たまくまやう御年貢皆
海のまぐ形をもひ父よ見せまいせ只その四人を
やもんなるのみれるなりとかくれでくあもバ何ごと
も父のこゝ後れざくせばといふるれ村才の付合も

上ノ十二

何ごとまよびく信実をもきまつまりけもバ
その人となりを感ぜぬものをもをりられむ益なる邪
論語曰子夏曰賢賢易色事父母能竭其力事
君能致其身與朋友交言而有信雖曰未學吾
必謂之學矣想を洗はれ本ごゝ而てら法人の強
まよ言はかなくこゝをまこゝとにあるとむ爲かゝ
年来の孝行多れいなをなきどいのをごゝく
を國乃　政府ふきこゝ発され寶暦二年壬
申四月二十二日　八木若干を湯治してそれ孝行を

麿賞しのよ人乃子たるそのそれ古き世おとと
ざるべや

油屋庄右衛門下男七兵衛

南町よ油屋庄右衛門と申ふ商人あるその百姓より七兵衛
といふ者行り出生る川越近辺八つ塚村百姓接左つ
衛門あり加き前の庄右衛門か十六歳の時抱られそき
より今の庄右衛門よ事て實体なるうまきなれば
家ざるもうれしく家内のうすよ行ぶまえやのう
さうに紅者のことく油者と賣渡よ出情してつとあ

上ノ十三

けるさるに庄右衛門ふと煩ひ出き日を経へて後よ
そうれく発まるを嘲る人とゆるいまぐ若輩なれど
産業もやおよ行く既ふ家ぶ傾ふらぶあんとせーうば
七兵衛なぐきのいのりそ人の親まくなりびよ友隣まで
まねきよせくやしなる主人ハ性ねのそとそ申まぐ
給業こふ此者ゆるのうまひおく一向行さ
所やに性面ふ出覚下されは思下さるべくもなる
立合の扇も接拶よ多くよ申ても又ハ七兵衛
又ハやう教幸賣込イ行さあひを休むとやはるる

殆念よぞんじあそれやれもや四十俄よりゆくで
あれまでの勤方ふて僕がんを各様に推あくぶ出さ
けの事を僕よ世ぐ稼はまうせたまれバ五ケ年のうち
まを元乃ちとり家ふかるし陽目ふかけヤ茂ーと
言契きぐしきけるけたれ出ぐ後ぐに威ど
立合の屁ずをとるを祭をおちくて行ぐさてこのくハそ
元ぐ移しれやるたちられよ軽入てこれくあふくく
咽ずけるぬしも七ふ出まづおのれの預金をこハて
きぐ後もちちハず下紙あんありけるをいはをきし

さん人の子供に二人のうち男子をもうけ江戸へなんぞ
ほうかう女をもつて人家ふそうの金おのれも衣類あぶ
ぶくをもつて元手金とし江戸同屋なりびは當所
の借銭銀金ふそう七分利にまいりてみな年
紙よ極月てうひをれをまてかきなひに
月命をなげうち三年ほど夜とも盗せれく働き
うせざるをば年紙金をのだを縛り合もいつも
なく通りけるこそ内方乃むせ発を日ふまーせん
ぶんにおよぶれバまなひ糸より縫針の女職を

母親ふうをを近所乃婦人のかゝ多みてなりを
けるやうもまれば極るまれをおるく七分ほそのときい
用をむき出ーきのをその中に紙をれいれを
ふしせつく法をひ分を浅所の世話よを江戸へ
法ふーー奉公をつとをんさせけるがよく法をむるやいまや
七分銀ををれをおをひ人ををれを娘の所へ立より
銀をかをひるぶ嫁をぶんよく法をる且をよりる人を
けるを七分銀ををををの物価をを七分浦仏へ笑てされた
ばるといひるをーの

まして我子はいとけなくいろもそんなんなし殺いん多めて
こそ生れつきやうに世を来のゝあきべ父母はいれみ
姫ゝ仕をしうばかりのこゝふてゝそ他人のゝふつゝ
たまいんことかるこの家ゝと折つまゝ主人の姫ゝに対し
年比ゝゝ仕ゝゝこの行ゝ賞てやゝこの行ゝ言葉もかけ
ざるゝ分然あきこれり什事神より和ゝ我ゝゝを
知ゝ人なし弱ゆゝたゝゝと神を祈ふあゝぞ泣
けゝけるをきく人さてを七ゝ唐ゝ思ふこのきく人
の邪ゝおもいねゝのゝなりき又女ゝのゝ未ゝ和入ゝ

上ノ十六

ゝのかりとて新ぐまゝ世ゝゝ殺たゝゝもゝ
かけ仕ゝれり七ゝ弟ゝ精力ゝ年賦金ものゝゝ
ゝ今ゝてゝゝやゝゝ母ゝゝもいゝれみゝるもの
始末神も感應ましゝけゝ少ゝこゝ寶暦二
年申六月二日
政府ゝ七ゝ唐を召出され
て多日お賞文を下ゝたゝひてその忠誠を褒賞
しゝゝ

近江屋半右衛門
川越南町ゝ子ゝゝよりゝある石ゝゝゝ古ゝゝ

喪服をつくさんと留守家あり世古常門父母に事て
孝なりいづくにさすらへ給へばのれ〳〵ぶまく四
はるかに父母のまを分へ見をのぶ父母の仰せ
つきバ幼くつゝしてそむくべ仰よまれめづらある所成
ゝてそかれ〳〵ぶ先父母よりも免よ給ぶたまへふを
そておのれ見をあれ〳〵年を法てかゝ孝行て
はへくれバるふ〳〵享保十二年　政府ゆめられて
その孝を称したまふそれ子幼名を長松少よ名り
生れつき素和まして父母のあゝぶに志ぶび菓子

上ノ十七

つるひきくぶものおよてもを見る爺やまこれを毒じやと
かぞいろ孫さまくばかいく〳〵と答へて志ゝもそむくべ
八歳の時より拙学ゝる師乃ゝかくかゝ始てハ
見世よ居て貴彼幼さが若者菓のゝ〳〵出る子供
中〳〵拙ゝさはめぞまゝ仕ゝむたまく変遷
ゝあゝぬゝるふも志ゝひとり考を始あるハむしを
さ後ゝやゝのよかゝぬ業をあせバ世松ゝに志のび
ゝこれをゝぶ免おのれハ父母のかゝかゝ石ゝ
て恪ひあひよりあゝぶ父母をうゝ行てかへゝバ

さぞかし　孫那さまうんと　獲もさぞかしあでやかな
その親しみ　覚ること　あへて人乃おとのゝ　ゑくを
なりき十三日　累れ　あろとのまれゞる習ふの　賢古て
ぬしば　先父母のきげん　伐うかゞひ　行ぞ　伝せこと　何
れバそれ　軒をくおこれひ　ゝとも父母の　命小　遠
あるす　いつはあれば　見学く　出て　番ひ乃ゝ　を　伝
出入　ほろゝぶ　ゝを　穂　をいんぎんに　法　先学　乃
若者　子どもに　いるまで　ゝを　孫んで　孫　よやゝ　ぎむ
つます　けをべ　父母を　長松　威　へる　ゝがひ　ゝ　ゝ

上ノ十八

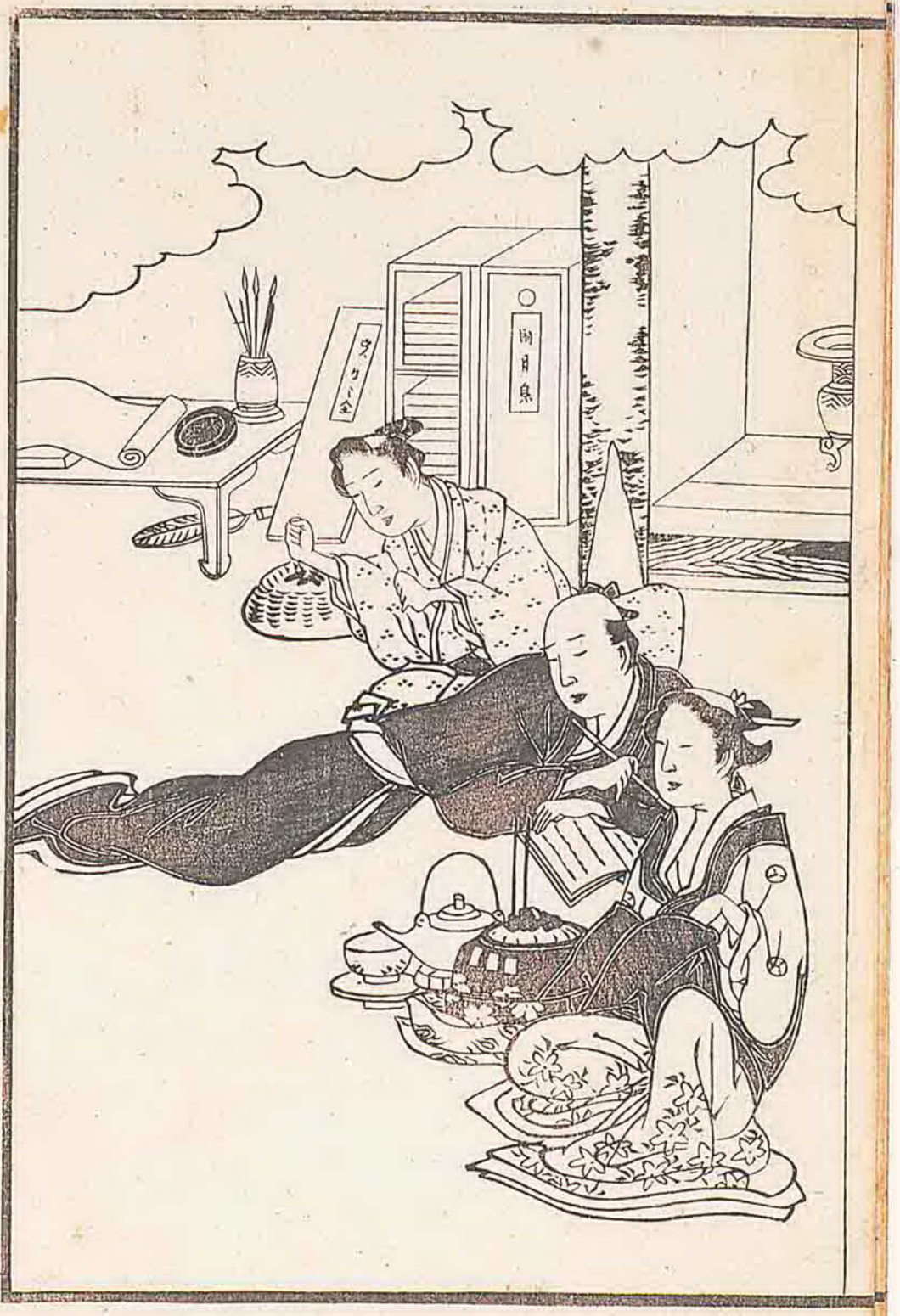

之の清のなり給ば此末たのもしうよろづ心をやすんじけるこゝに長松の妹あり名を清とよぶ父母まこゝろこゝろを尽しもてなすに長松が行を見て衣服飲食此よりは外より行ぞ到来の品あまべ母親まづ清ふつゝに行て長松よはゝくもこのあり給れどもすれさうあるこゝろよりけの品ハ見まゝ入ぬ家ぜ以へ母親これをよろんで長松このたゝひのきあぐ母親のまへハ長松おそれをあ父親へハ内ゝみてこの好める形をきよふつゝけまべ母親ことにさぐん

よくそだてける長松あんどのおとひとり　かくなりて
を愛くまて妹を外へはなつまで長松のたゝずひ
おしむるして哀きなりさるほどに年月つもりて
長松幼くなりてのち右衛門と名を改め同所北町と
いふ所の水村何某の娘を貰ひ妻とす家残の濃を
うけ父を恒山と名を替別よかくれあをとうひ世況
のゞれてげに中右衛門妻もいまゝやうなる生れて夫
乃かぞいろはくるさはをとえなひあとまをとく記
父母の庵へ行てきげんをうかゞひ夕よを食るなど

上ノ二十

まばらう綱味して父母のあ後よかなふやうにとうへ
給りき常よ父母れ食事を夫婦よてこらへかゝえん
ふも下級あどゝ切つてびかれいろんよりて飲食し
たまふをえてるさよあうよ後びと父母のころよかをいぬ
るれどもきこてよてもいとと嘆きくるえ老なるぬ暴風大雨
あどれ節を深更といへども夫婦ともに庵へまいと祈ん
で後よこひまいてせきこのこ三伏の夏きたれば母ある人
雷鳴おそにおそれきてもおろくと音のきこゆると
押入戸棚のうちるかくき半右衛門夫婦欠つけ見世よも

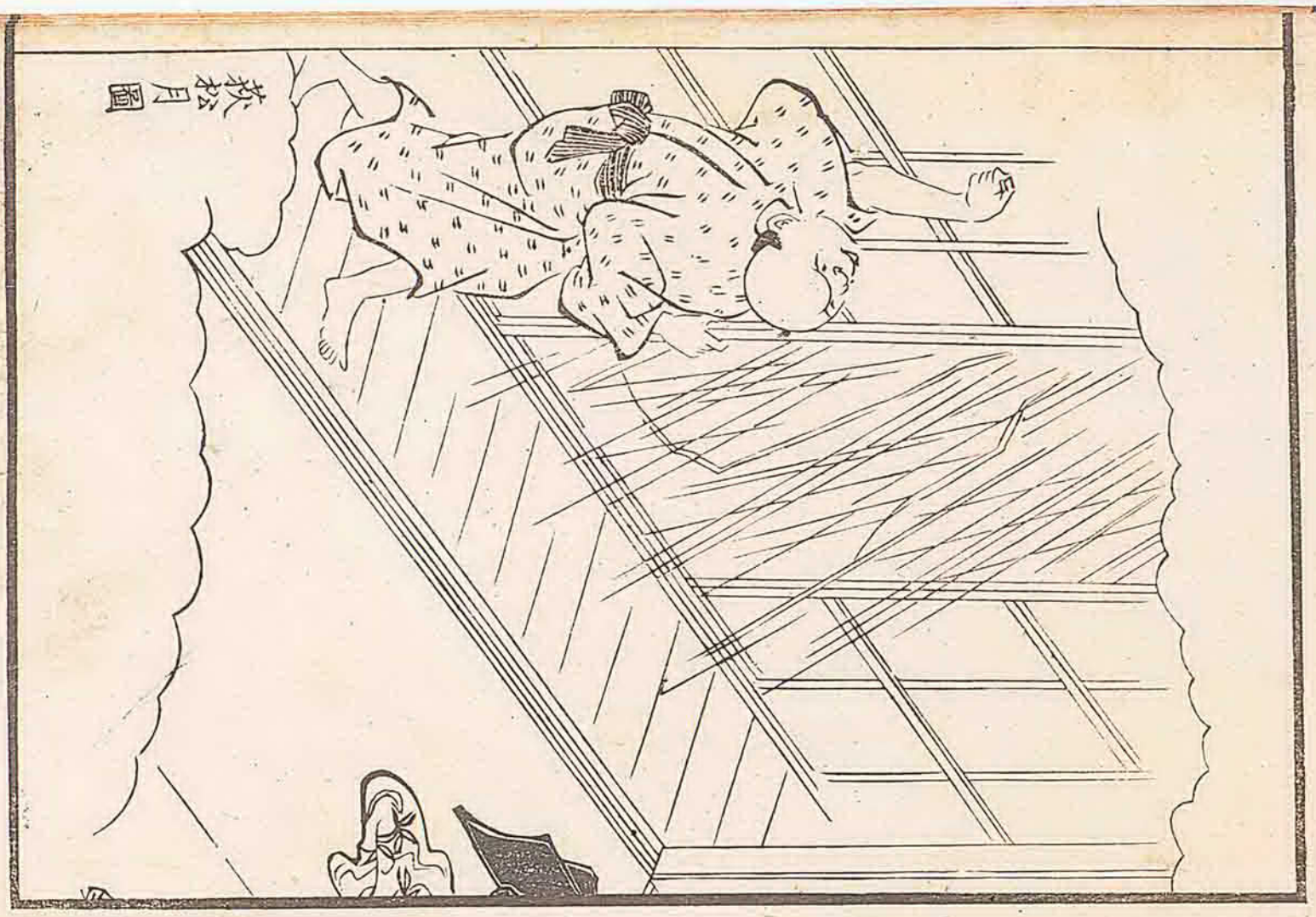
校松丸

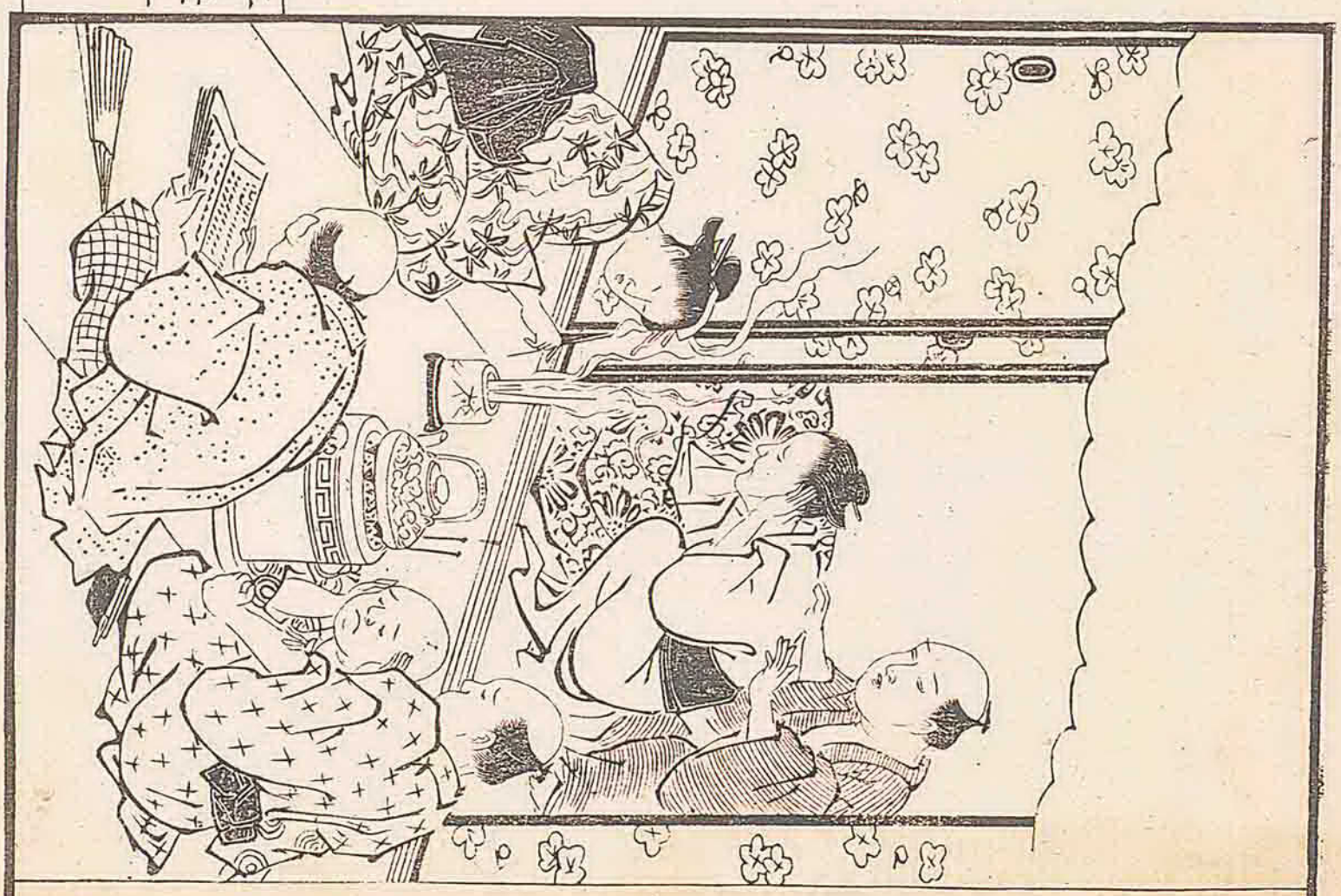
十二ノ十一

若者ぞふ人づゝ糸を香をたき吗神のまづまるまで伽を
あゝけるゆゑにはつ常よ夜ハたゝちねのもとゝ行首の経
を父の肩腰あどなでさとりなゞゝ世れ中のまゝまて
なゞゝきあ又あるて唐土倭の古事あんど物語ねむもの
いゝふきはなもはてゝい給ひてゝいたまば家よ咏りける
時ゐよりてを父の後ふておうしたゐ拝ぎよて来文ぬれば
父のふゝろふいぬふてゝなど交ゝなもを言ゝりゝを
たつゝひの下サあど見あれぬ事のよりよて呼き笑ひ久も
むべあるれ父を雅るれでゝ切りひ孝子ハ童のゝの給ぶりする

さ侍ゐそりかつてゆゝさまるを言ゝ見あん父母へ親
愛敬の至るといをんろ世孝子ゆゝまゝゆりと以ゝぜも
け人ろ右よ立ろん人を末吟もおよゝび抜ゝを父順山
を示より痔の病ゐて色の病を宮ゝ行ゝみに色え
かぬるをゆ右出つゝるに志れゞ業を用ひ附業多
ゐて療治をゝいて沿せゝば尻肛門を行ゝゐ脱肛ゞ
おさまれバそのまゝ行ゝみもさるなり孝子ゝゝて考へ
そのゝち痛るせゝを已ゞ口て奥を吹ゝけ行ゝゐ物
きゝバ言ろよゝとなんゆゝゝこのば歯ゝ毋おゝかを脱肛を

はゝ姫くみ給ふゝめ給よて おしいき給りしうぶ文て
そゝそゝしをのゞれて父上も弾ふゝ給こび宣ひけるを
稼乃切形のむさゝ給ゝきを見姫く色るゝ親子やれ
ばとて勿辨あゝ以来を見用ふめされまあとくれば
半右衛つゝあづくてんよゝゝれゝいつとも脱肛おさま
らざゝしべはゝふゝみ療治しける見よているこの雑義
をのぞきくるさるほどゝ今年申のゝ三月末法うゝ
恒山文姫半右衛つゞ書江戸へこの旨よでゝゝゝて村名の
名ゝちのぞゝ白子のあよいるゝ志ゝ体ゝふゝち恒山

像よやまゝる拒されくゝきゝ早死稼まて川越へゝゝせ
ける半右衛つけよゝ中ゝ取ものゝ言ゝ行ゝ書ゝ出ゝ白ゝ子にいるゝ文上をゝれば
江戸ゝ拒いゝゝゝ白ゝ子ゝうゝゝ正ゝ中ゝ家ゝ行ゝ
ゝれゝん中風の病なるゝ家ゝ免角ゝて川越へ法れ
ゝゝゝゝ醫療ゝを受ゝ仏神ゝいのゝゝゝ祈れ限り
業生ゝと以ども志ゝれゝ祈ゝ形月中の九日ゝ
ゝ矢ゝけるゝ半右衛つゝ文婦ゝ家ゝ悪ゝみゝゝふゝ
かゝゝゝゝと以ども母のゝひせんゝ蓋ゝれゝ葬の

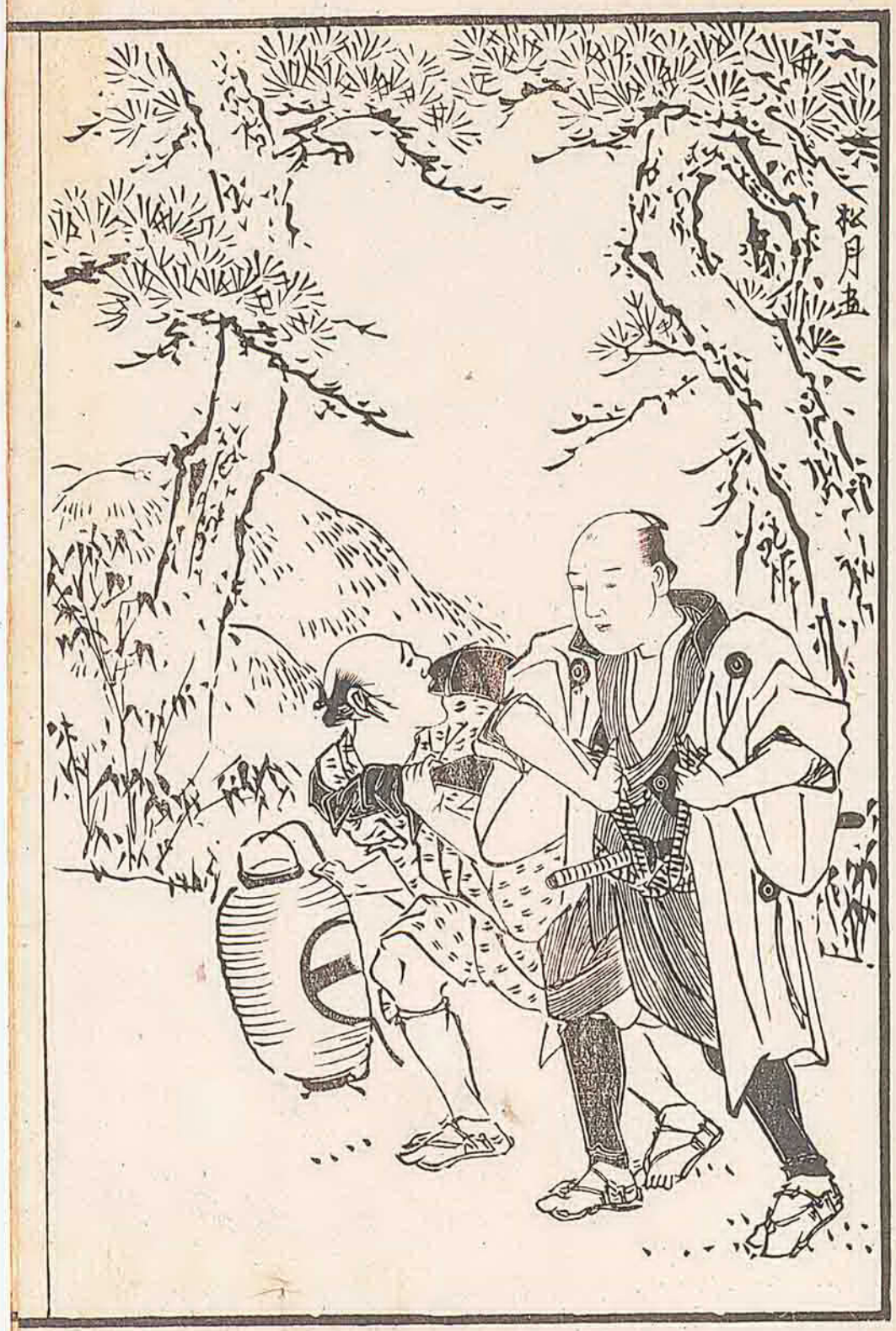

いつとなくねんごろなるとりおこなひけるそれを聞善
供養おこなひあるさまを聞前の香を焚ゆべきを
霊供をそなへて念佛しつゝ父いませるぶつ供のへるかく
半右ばつ積年の至孝世挙て称賞しきばその行ひ
まことを町の役人より
政府へ申出ければ
君聞よ達し二代の孝を感せさせたまひ越お紗式拾
を賜ひてかつそれ孝徳を賞せらる于時寶暦二
年申六月二日のことなり

論

或人問孝子家富貴者も如何に伝れ是ならざる
おもはなきまゝなれば孝をこれほどの法あるを
ぎゝんう問ふぞ愛敬の至るとハいうんぞこの
人乃者小さうん人もあるべし若て心ゝ愛情バ
うやまひ是ゝ敬こそば是たゝび是かちて
なるをうるをうやはひ情てうゝ紀を出
まで愛情小似そかゝぎうやまひたゝざるに
似て是まるけ人あゝんはこゝに愛敬の至り

なるべや物又孝子陰徳乃あるふゝくそのを
とゝぬゝをあゝく宝暦ゝ年のころ夫婦の
者裏店に住ゐて生るゝがまゝ妻を
いふゝくを妻をせに男子うまれ
血沿らゝして養そうれくうせよゝり抱も
うまを子ゝ島戈ゝて生ゝ産やゝれゝ妻の悩小
入ゝきなゝさやきけるを中右衛門法へ少て
ゝゝその親たる人小貰ひうけ連きゝも里子に
法ゝとゝ乳をゝる人をたゝるゝ小大塚

翁因といふ所にうづくまり育てんといふ人あり
くれぬ早くその村へうづけ七歳までそだて
八歳の春百姓乃所へ養子につかはしける
又そは板原町といふ所へ駕籠をかきて出さぎ
ひとせる者ふと傷寒をやどしひあや発熱
ず甚しく妻あるものもおれず病はなはだ六戸
なるむすめ一人のこと湯薬食事のせと
まる人もなく隣近所の人もやまひおそれ
ちづく者もなく駕籠のよしまたはつ

上ノ二十六

きたるくおそひうまれやう天地人の霊物凡
殺しよりなるはずとおそろしく医師をたの
つのり外よりあ老女を雇ひ茶食事ホ炊抱ふつ
もりそれより日をかさねくすりを食すること
およそ十日ばかりて全く平癒しなり
又或人の極貧をきくてる知ち
ぬ方金鳥目白米などその家へおそれに乗
彼戸をあけそとくて投込てゆくく自分
の名をかくてぐりかくまけるを粗常なる

なりとぞ事たげまとば俗ゑ畧さて
恒山代より文政元年今の世右衛つまで五代
家と年ゑ百とせよおよぶむうふかそうば呉
服商内をいとれ者こうこう誠ま二代の孝徳且
陰徳のいちじるしなる事世のくちをおりへ

武州川越善行録巻上終

上ノ二十七終

8

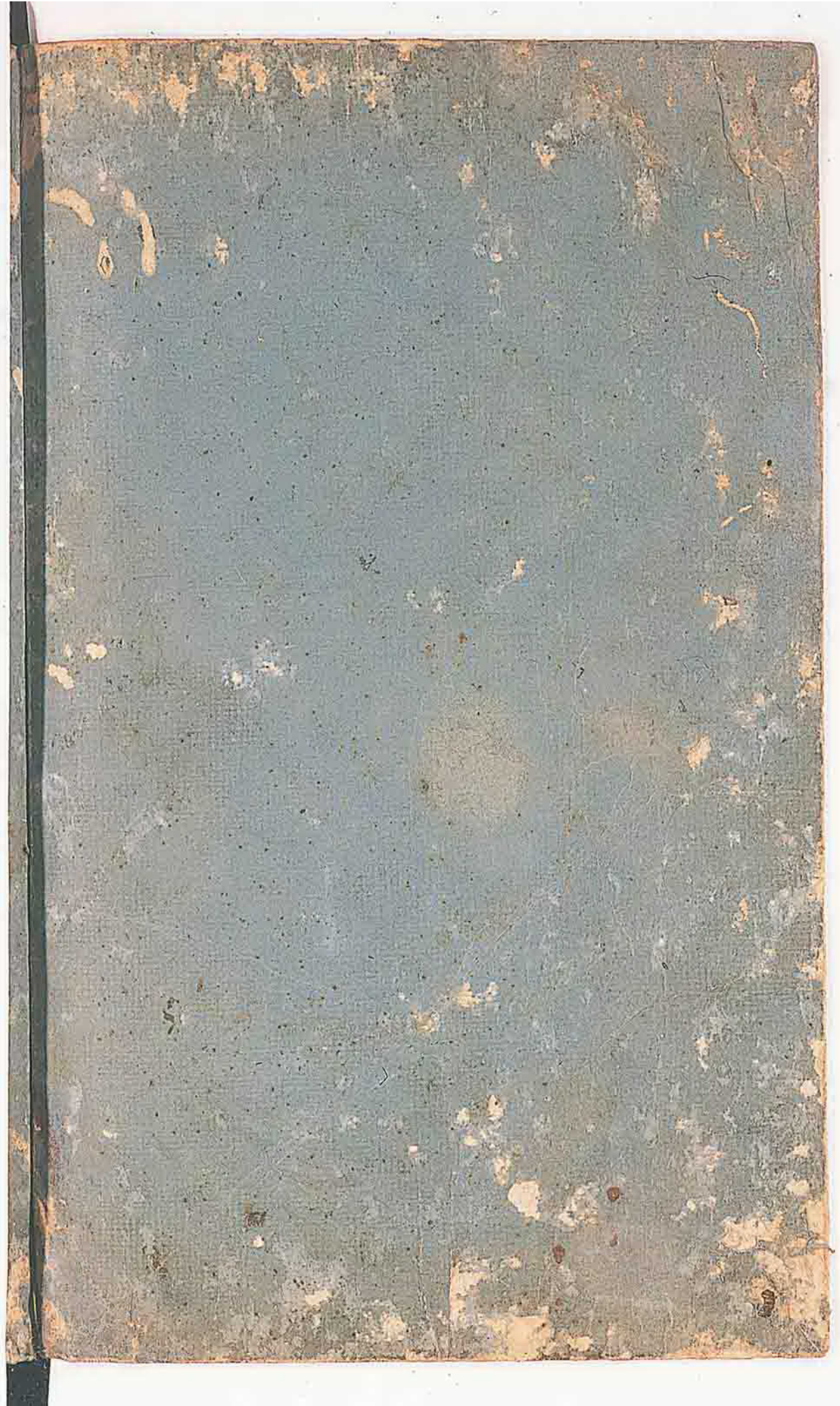

弐州川越善行録

下

9

武州川越善行録巻下目録

裏慈恩寺村千葉祖父兵蔵
鄕治町名主与兵衛
今泉村平次兄権平
大袋新田名主伝八
下岩淵村勝右衛門并妻
猪俣村源右衛門
廣木村大興寺

蕨宮村宇之助
川俣村左兵衛
下頃戸村組頭弥右衛門
下岩瀬村宗六
中曽根村清左衛門母幾よ
相上村安右衛門
笹村　勘左衛門
牛子村林蔵
妙善寺門前　至富久帝

武州川越善行録巻下

川越　栗原満啓集録

裏慈恩寺村子蔵祖父兵蔵

埼玉郡裏慈恩寺村百姓子蔵祖父兵蔵家内五人暮し貧しく成り志ゟ成り祖父兵蔵夫婦極老の分なれとも健まて農業を勤て出情孫子蔵を養育し不怠乃やうなるに農業出情いまゝ成り村内乃若者ども
ゟも尊一御公儀の法度を相まもり農業専に

生情いろいろよく教諭せしのゝは一邑とゞまおさはり
特変諸物産とゝたえてこれおきよし
政府の御聞よ遠し　特のてすよ法　也石会義分を徐
まゞきを人扶持をたまふ　その善行を賞せらる　于時会
前九十年文化元子年二月の事なり

鍛治町名を興る諸
川城鍛治町名を中徐与名糸を母よ軍て考なり
平日母乃ヤつけを背のゞ　鞭のさ後をやとんゞ出る
名かゞゞまみえかゞりてを記石をうかゞふ家内め

下ノ二

はゝひ子供よりるまで甚苦を知ゝる既よ与名糸大病
のみぎを下男会右つ　実意の者よて主人病事平愈乃
名り漢召象駅山の金比羅一系消せ一事ゞ
政府の御聞よ遠し特のさゝよ　也石文化元子の
年四月永く苗字を免許なり　たまふ会右つみも青
洞をぐゝたまゞて賞せらる

今泉村平治兄橋平

榛澤郡今泉村百姓橋平名病分よ相あゞ農業を
つゝりかゞよりて弟平次よ家督をゆゞりそ分名内人

なりて小家をつくり母を移すに別宅いとゆへとも
元よりと貧きゆへ少しばかりの粮米などこれ〳〵母に
まゝの又味の美なる品々備ふる母へだこのもの又行ふ
ゆへ〳〵母へ御供なる者の相伴あるも叮嚀なるつゆ
知られず近所の居風たちゆへ学んして母を入湯
せし免はきこゝとなきゆへ学んよく寒こう金寒衣のなる
費大おゝて貧ゆへ又いつゝきを母のこゝろにまかせ六七
里も遠ゝりゆへ鮮魚あゝ買ふ時いつもの母のゝ次第
よりゝといつゝこゝろ平次夫婦の者も孝心のゝこゝろにて日

下ノ三

をやうゝ貧ゆへのゆゑを移ゝ行屋ゝ行ゝ
政府の御ゆゑよりたつゝ文化元子年六月ゝ
がゝくも主人扶持ゝびよ時の賞として多目ゝ
おゝ

大貸新田

入間郡大貸新田百姓庄右衛門の九男の時奥留村より
嫁ゝに来ゝ妻もそゝ同村より貴結ゝに耕作
を出情ゝゝれゝ家ゝ極ゝて勇ゝゝくゝ志ゝゝ
父母の事にあゝて衣服食をゝゝゝ分ゝ仕ゝる

そどのうちはまとぐ〻侍へぞといつまでもそれ〻父酒を
嗜だられをうちへ勧め又ちゝ孫生久月おどいふ掛まをて
ゐまて常より服ゐんとすれへ侍へくまばあ親よ誘ふぶる
まれいぶ〻家内の夫婦父母乃悦ぶを見てこれをたのみ
とし代りせ形うち父て酒肴母へハ餅菓子のたを
家ちをとしける志うるに母病眼病ゐて育人図抵よお成
愛つして不自由の身分となりくまば妻よもヤきこのせ
お親のうち孫よ懐ふてに炎抱ちぷ〻ふて孫ごけ好る
形あれだよ逝ちと免母乃厨よ夏の蚤乃蚤出るき時花

為蓋をこゝろゝ故性乃うちへいれそれ上よ休ませ夫婦の者
蚤羽ゆてうつぎ又家おゞ為る霜乗ゆを火沖をおき妻を
母と添乗して暖め丈ぬともにそれまてゝ伏ゆてゝあと見
ゆこうぎゝ伏妹いつとゆゝものゝ三年ゝ来育目あり対分面て
不自由ゆゝなるゝ左右歩つゆ夫ぬゝ子ぬを添ゆ親同やうて
蓋蚤を法ゝ二仮それゆのゆもまを知よやゝなしいれ
多ゆゝゝ拾めて蚤ゝ村里のくゝも挙て感歎せざる者
ゝゝ
政府それ始末を詳よ　郭君よ
遂ゝ拾ひゝゝば
後大よ彼ゆが孤孝なゝびよ

時を覺え脇のせうるを感ぜさせたまひありごとなども
左右歩う夫婦へ分を絶るまで孔人技持あるべき時乃
賞として鳥目を褒称として下しおこる干時ハ文化
元子の年六月の事なりすと

下岩瀬村勝右衛つ花妻

境王郡下岩瀬村百姓勝右衛つ初め時くよりあ
親よ事へて孝順あり夫陳村とも事り少ども夫の孝を
見なりして勝右ろ同指よ孝行を尽しる志のるに又
姑歩りもなりるる自由乃ヲとなり見よりて醫療ハに

およだ沒祈祷それ不の賣茶のたびもくるのくるよ
茶を手をこるる用ひれば家内乃ものいとあらにおを
おのづ働きをまを持参まる田畑も貧入よ法ひ
粒又家内損後のく働右衛つことなを出妻ハあ釈を
外抱して家ハ炊事食事ハ和よあ釈のまに入やくに
とりつのひ来ら湯茶の手伝して怠ば行ものも
親のこ孝よ悔ふやふつて如ろ人ど家貧けまばそれ志の
伸ざる状ハなみなぎきけり且おのれの牙ら衣被よろ
えぐるし切を顧ぎたぐのけるを牙を抛てかせぎ父母

乃やしなひかてまへんあるを徐ごふより外他やす　扶
たうてとて孝伝の写を見合せ父乃記おをうかがひその
まゝかへと何ぞやづゝ如和を見当り出でぬ就へとて夜中
たりともたゝしも来り父母ふまゝ西又行ときを滅奥れ
かゝるを看如食ゝぶよりこれまを出で女の外ゝまそこ汎
里も面ぐゝとと行田所まで来ゝと彩好乃急をとれへ
かゝりゝのおとうぶうぐりの殺をけくさぐとゝふこれ
しまま詳よ　政府ゆゝしめされ
令ひりて勝右衛つまぬ乃とゝく生涯二人扶持ゝれをまふ

ますそれ誠孝を旌さる

猪俣村源右衛門

那賀郡猪俣村百姓源右衛門農業の暇出稼いと
しそれゝ老母ふ法ゝ何事によりゝくを供ゝしいゝ
ほどつのもゝゝ出ゝどもまをゝ母乃ゝのおとく
せ沢と出ゝそれ郷里乃ゝゝも深實をつゝし老
者を敬ひ租税ふ多まつるゝゝ逆よりをゝ納ける
ゝゝそれ老母おさぐれ孫ゝひなれば所召日光山へ詣ゝる
ゝ去る寅年三月母を伴ひ出ゝるゝゝ孫歩行ゝ

かゝる事を聞給ふなりとて見聞給ひ給ふさんけい
いく道中法ごれく我者へこの屋けきば世のくるこびなほ
うとなりて近隣化郷乃人も けの事をはくへきこと感嘆せ
ざるなし 政府の使用
年比の孝行ふ
遂に有験を源太郎へふき人技技をくぶ おのく千時文
化二年丑の二月乃あれ
唐木村大奥寺五峯
那賀郡唐木村臨済宗大奥寺の當住五峯と いく
俗名性貨直諒なりて幼年のころより師を頃ひ素読

書学ぶ ど為べく まず 師の周年 行まば 行ゆにより べく
まゝやふ 能性とも 成人 およんで 師乃坊 隠居せ べく
任業 住職 ゝ 隠居 誠を 法 師 ゝ
入用の 法衣 外 行ふ 綱へ
隠居へ 師の 着ふ 乃法衣 ゝ 者の衣
能乃ぬ 拵 能 自分の 出 費を
助寺院の 他 出 決て せず 時 隠居不快 ず
食事 居 ぎれ 苦学の やく 面 行 ま
を 技 その 欲 自 ゝ ゝ ゝ を

政府の法令に違し則村役
人より訴へけれハ所の相違なきにより
ぐんし出され御尊これありけれハいよ〳〵
かよ川に文化二年丑の六月奇特のことに
て御褒美白銀三枚これをくだしたまはる

藤子村宗之助

入間郡藤子村百姓孫四郎の悴宗之助生れつき性質健に
して律義なる者なりしが農業の暇あれば日傭をなし
其親を養育せしがその後親至て不自由なるによりみずから
ありけれども宗之助親のためにおいて年生産何れも行ひて

頃しも給食のそうけれバおのれハくうハず持来りて親へ
そなへそのほかの農業のあいまあれバ野菜抔又ハくさの乃
やしなひをうりけハ其をあつめて孫四郎乱心のていにてや
まれどもあとをむかしのごとくやしなへども宗之助一向孝行中さず
あはれみあはれにとりはからひけれどもそれまで納めたるなり
と孫四郎なる子供乃様になりし其宗之助化生の給
乃食事野菜などの不自由の事なきやうにあはれみ給ひけ
政府の御聞に達せしかバ奇特の一つにおぼしめされ
文化三年寅の十一月宗之助に壱人扶持を下しおかれて

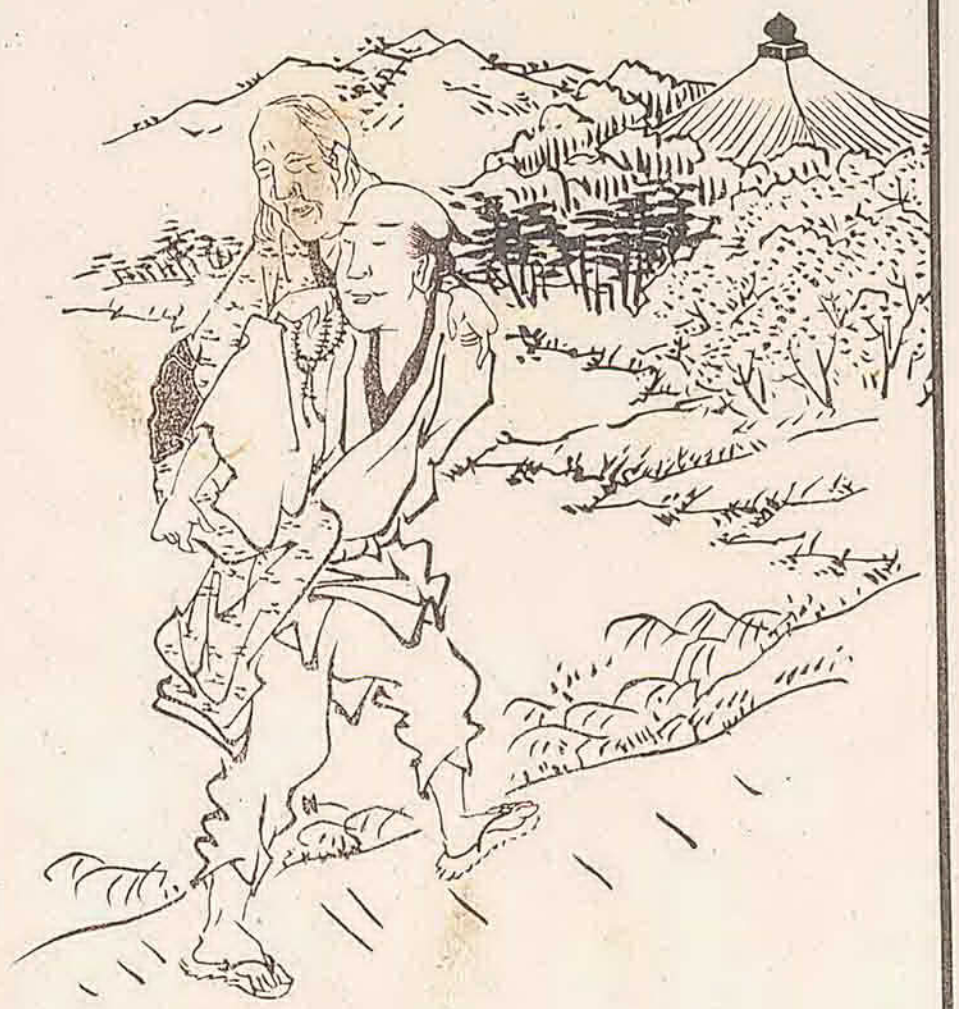

それ孫孝を旌さるる

上川侯村庄兵衛

埼玉郡上川侯村百姓庄兵衛は平日母に仕へて孝あり常に家内むつまじく相和ぐるの心ひ年ひがましきこと変てあく母も酒を嗜むづ好ければおりくとのへおのづからこれを嗜む孫時々分れ〳〵史姑のもち一人で枕上に侍り看病なすなどもなぐさむ又百姓傳蔵の妻ちく麦粉をもて招れ来れるまづその母を撫へ母に侍へそれより進むまゝ何のぞめづらしき志あるおのれ吟ぜば

携へ置母へのみやげとし仏参ゆるしたるよし申出しと
あまつさへ持起背負て連まゐりたり誠に母のこゝろにて
まかせざりといふことなし終に　政府にきこしめされ
文化三年寅十一月褒美として老人扶持下しおかる

下須戸村　弥五兵衛

埼玉郡下須戸村の組頭弥五兵衛か人となり素直にて
しかもよく父に仕へて孝なる事日々に朝起て父にまみえ
それより耕作に出夕べに帰りてもの機嫌をうかゞふ事おこたらず
なくもいてあいさつも詞をあらさずよくその心にかなひ父酒を

嗜ば常にとゝのへおきてこれをすゝめ食事なとこのめる物
をおもくしてこゝろをつくしまめやかにつかふること少しも怠らざること年を
扨此村名主より小百姓に到るまでよく法をまもりけるに何かしとて
村中相続のため百姓壱人にて毎夜縄一房づゝなはせ組
頭方へあつめおき此価に年々の足を加へ積金となしおき
此村の百姓の助とせん為にかくはからひおきしとなり
弥五兵衛も世話人の壱人なりかゝる事とも
政府の御聴に達し奇特のことにおぼしめされ文化三年
寅十一月鳥目これをくだしおかる

下岩瀬村宗六

埼玉郡下岩瀬村組頭宗六ハ三吏婦の家ゆゑ家内九人のくらしなり父ハ四郎兵衛と云て文化三年ニ八十九歳母を継母にして文化三ヨリハ八十二歳にて病死ともに生質孝子の発る婦もてなしてくらしてもむつまじく孝ふ家内九人乃ゆゑれば家業のゆゑ取扱ひ万を宗六ハ家よりまのぐにおひ若者共を呼集あ親のきげんを直し好る菓を煎じ出し先ずわ何事も祝のもてなし順ひ万をば村中乃人も孝行なる者やと感じけり扨また文乃代より米穀の仲買渡し

村方の米穀ゆゑ別て價も高く渡しくらしたるひゆゑ
よりて小もの一統これをよろこび公ふ宗六を養子
にし組頭退役乃名ゆゑ出ずとも村方一統
かれのとりあつかひよろしくまたさしとゝ
おさけ小はし始末
政府の御用を達し彼が孫
直の子孫なるべし祝へとつの人ひとを賞せられ文化
三年寅の十一月病死をぐしておる時に宗六行
六十九歳

中曽根村清左衛門母さよ

埼玉郡中曽根村百姓清左衛門きよを幼年のこゝろ江戸へ
まいり人となるにおよんで同所の義を助といふものと乃
ち江へ嫁し男子二人持て去るゝ中曽根村の実母老衰
いたり兄勘次郎病身にして農業も清左衛門かねさし
はゝ人くるにつき母兄妹人の内ゝ一人江戸へきよを方へ
召抱いたゝきゝと中曽根村役人どもゝ申ふらされば
きよを支配と助と相談いたゝききよ悴清左衛門を召抱
十九年ゝ前母兄召抱乃ち村方へ引越まんまとそれ
のち清左衛門を家ゝ人めけきとなれぬ耕作を

下八十四

出来うるかぎり法をもつて養育をなすひきゝ洗濯日庭
ふりでそれ價少て申しく今日をれそれが一ヵ年間
弱て百姓業もおぼえもきつゝ仕法立つも耕作ふ出る
又きよ法をもて母兄の養育不見申なるぶるやうみところと
法くせどもかゝる貧困乃中それ法ざしの伸さる
事をくるもかりてくるみとて家乃ちろるこのう
母よ添寄てのゝ色ゝ粥をそれ法せやとれ行
ゆ家よてゝたる形よれあくもやつゝのれる恥まるハ母
乃出るよ好るたゞひそおのれ食せびしてさゝを推乃うて

母とそんとへきゝあたゞくゝとみとて二段あるも庶ゝい養育
法を伸をとゝ母乃法ゝ法れゝくせゝとゝゝ
ゝ母長寿ゝとゝ先年陽技持衆くゝされゝるも
きよをゝのゝひそ洋ゝ所ゝひいを法ゝびてその悦ふゝ
分よのまりて元ゝ元ゝかゝて積るの孝養ゝれ法くゝる
くゝれゝ

政府の陽明ふ楽ゝ文化七年庚
午の八月のとがくゝもきよ分を法るまゝ法人技ゝを
くゝおゝれそれ孝ゝを称ゝたまふ

相と村安ゝ出つ

大里郡相模村の百姓安右衛門生れ貧しく
農業を以て暮し母に事て孝を尽す
されよりて孝行文化七年午の九月
青銅五貫文ずつ
とそ
び
公乃御恵をいただきかたく母への孝
百姓なれど家資乃営む
妃母へ乃食物おろそかにせず農業よりいでゆるまず

履草鞋作るひまに縄をなひそれ価よて母を養ひ
一代へ出かつぎさるいとまもなくもみやげ
物をもらさたアてあぐさあとと母の病をなぐさめ
をもされ外抱為ることと
それのくんをはたらけやぐて
政府の法令に
遠し奇特のあるおぼしめされ文化十年酉乃十二月
再び人粮ぐ下おされ孝を称さるべき安右
二十九歳なり

笹村弥右衛門

下ノ十七

上総國堅陀郡益村の百姓勘左衛門といふもの吉平と
者の悴にて幼少のとき母に離れそのち吉平後妻を
むかへ継母乃養育ふて成人なりけるさてもこのたび生質
律義にして孝心篤く持まる田圃をつ
うに二石餘にて家内五人くらしくるまづきるの
いとんやうなく岩乃嘗なりがたく難あとにてー
吉平死ぬ小いさと同腹弟源助庄司村の弟左衛門と
中者ども勘左衛門つぎ継母乃実子にてけりそれば世者ども
勘左衛門中ゆゆ吉平死去のうへ母人をとるまへ

引続き養育いとゝまごゝろなり勤右衛門若へなるハ
母幸一旦親とたゝ孫ゝ孫ゝ幼おれ時らより他で高恩を蒙り
ゆゑ貧困ゆゑ左程なる相なりヤ他ぎきゝ
ゝける後母を不自由なゝ勤右衛門はなはだ孝行ゝ
ゝゝゝゝ貫ゝ五郎右衛門方へ得奈まゝとゝ
幸なり扨も勤右衛門家資とゝはゝ紀綱ゝゝゝゝ
稽ゝゝたゝけどもゝんゝなく岸焼をもゝ考て
日々ゝゝける志ゝなゝ後母を消をおゝこけるまゝ
かゝる貧窮のゝ山より他ふゝげとて御利ゝ汚

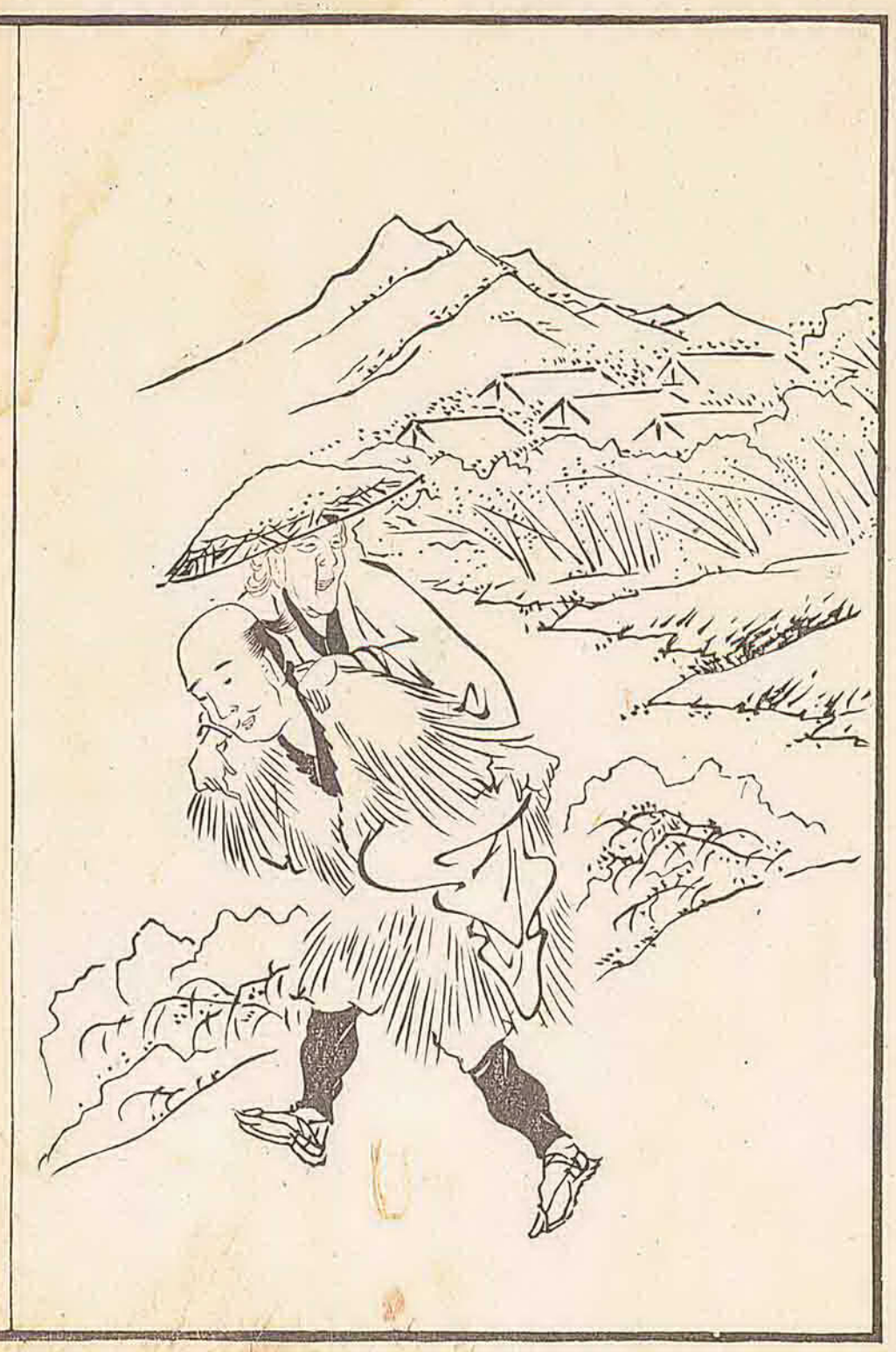

買たくはへおきを母にすゝむれば、いとよろこび円左衛門にも分けてすゝむれども、持病にさはりありとて母にのみすゝめ、機嫌のよき顔を見ておのれたのしみとせり。あるとき機嫌よかりしとて酒すこしのまれければ、円左衛門山にて炭竈より炭とり出しぬ時節なりしが、山稼をやすみて湯薬をもとめ、食物まかなひせし折なれば、母のやまひもいえてのち炭賣へゆき、山へ参り炭出しに夜をこめしけるに、円左衛門おろしけるをたづね、炭の値はなりゆきて、此出精出しつとめけるに、それはいくらともいはずしゆまかせにて出来

になされまじくおぼえてなぐさめければ、病も追々全快しそのゝち実子五郎左衛門といへる者あり、炭焼にいでけるが寒さもいときびしかりけるまゝ、円左衛門迎にいでけるに、母も宿にて円左衛門も孫どもも案じけるにや、三郎左衛門いふにもおよばずいでけるが、途中にて円左衛門にあひけると行違、親子度毎によろこび、それより山まで行に雪もふかく、いまだふりしきりけるまゝ、いかさま脊負まいらせていそぎ帰りしとやがて母を脊おひたまひゆけるに、いよいよ風はげしく、杖をつきながらも円左衛門ゆらくあゆみくる此体をみて、老の身いかゞあらんといたはりける百姓

の家をうつして暫休わ樵夫よりてこれを見て己が若せし布子
をぬぐ母よきせまいらせ側ものして我家へのがれける動なう
事なく貧窮患難なき後とせば常に家門をつましく
孝弟の道を守るべしと隣里鄉黨挙てこれを称歎せ
ずといふことなしこれ始終洋々
政府よりこれ
を
感賞したまひ文化八年未二月勅旨を以て
絶まで老人扶持仰ぐべしおのれもまた孝徳をあらはさる
牛子村林義

入野郡牛子村の百姓義右衛門の長子林義なるものこれ孝
行にして父母に仕へてをるなり家門七人
にして百姓なれども極て貧窮なれども母を去成の年
より大病にて農業乃あつぶるまを林義独管
食事をこれ母のもとに給ふ怠惰なるに学問いまだ
も暇なふ夫をもて外抱ひ湯茶をせんじ
種々療養をつくすと雖ども病乃ことに重き益を耕作る
いとまなしの女を又を頼らなんどをはたらきも縄をなひ
しに價をもて食米生やしびに薬などをのへまをえけりとて

志もよく遠あるを紀る母の看病おこたらずして若年に
似合ざる孝行者なり邑中乃人々もそれ孝を称ぜざるな
し　かゝる次第ゝ政府ハ達せ　こうば
文政元年寅十二月褒賞として金百疋おくる
時林義二十三才なりき

石屋富次郎

川越妙養寺門前ゟ住石工金五郎役外富次郎を入籍
弟下奥留村百姓半右衛門の三男にて去卯年金次郎父
吉蔵石工ゟ奉公ゟ百姓ゟ貧窮れ律義にて

職ゟよく御ぞん出情いたるに吉義病牡のくまもな
く御ぞんを中ても有と思へども富次郎変て紺をかへさび正直
ゟ一ハ相働き弟ハ十六七歳のこゝより吉義所持の田園
二反ありなるところ富次郎一人よて耕ゝ年季
明ゆても夜ハ社寺ゟ教てとんぎやもせびとりけ
ゝ業成出情いたるに吉義去丑の春より病ひ
て同年十一月中死去いたけるゝ病中ハ吉義富次郎へ
ゆゆしく特金次郎が成長まで見とゞけやとたのみ
けるバいさん義知仕るの志より吉義さるゝよ移ちびて

右画圖三十葉之内
二十七葉
雪江遺後

町役人を右のとをりいろ〳〵願ひ出て吉兵衛を俵より死去いたしけるときれよりて孫式郎を家業五郎同人母おとび妹を人役妙留文郎敬合四人のうち富五郎はとりわけ農業を勤め家業の名立大切に相勤ゆゑ数のよろこび同街の者も感嘆せざるなし

世事法いる

政府ゆゑ改革ありて文政元年寅の十二月それの日自これを下し知らせて生貧乃民を賑賞したまふ

武州川越善行録巻下大尾

下目録

江戸町鑑　二冊

法令御家例江戸町御奉行法規法令を其密を
要法令を抜萃編成日法組合方及日法及日法規附
江戸町人調組合編纂其方角附江戸町之名称
日町之支配分并江戸町中内名称日小名板橋福山
名号及変町之小名ホ番細之記しるす

大全不見節用集

横本
大字本一冊

世ホ多用集抄くして法人日用の字使とかるの
利益最巨あり況考れば大冊或八細字ホ
罫板乃節の使とありぐと今代一ケ八少く
たゞ抜ぬとそぶきくもちろ抄録の文字も
しく懸年とかるれバ古今倭法の節用集

御家年中文用文案

横本一冊

世ホ女用文案あるとも人どもの名ホ
食ぐ上ぶ形ハ日々に用るまゝの文形ろうと
ゆく出れ幼女子の手紙として習ふと況ハ
そのまゝもちひく用のうけるとゆく所迄
しそふ出ぬ形ゆうあるを家の出あり

裁縫不易引

横本一冊

世ホ八初心の人々猶しとも易ひもぐよ幼稚なる工夫を
あらしぬさもちりめん屋ぞん形の中あり況じゆうホ
ホもりもろ法ほくゆうホ不十徳のうち格
六ケ敷ものもそれをそれバ婦幼ホ重ぬ稚の意

暦日撮解

仝一冊

暦の由緒邦人伝家令和　世巳義七十二候中略ホ
ホ翁ぐ況ホを考くと況あるうゆる意法の意

和漢朗詠国字抄

仝四冊

世ホ八秋ゆも詩ホ雅歌を六人陸奥ホ文ホの
かるを付ればなりともおもしてホあるうん

江戸書林
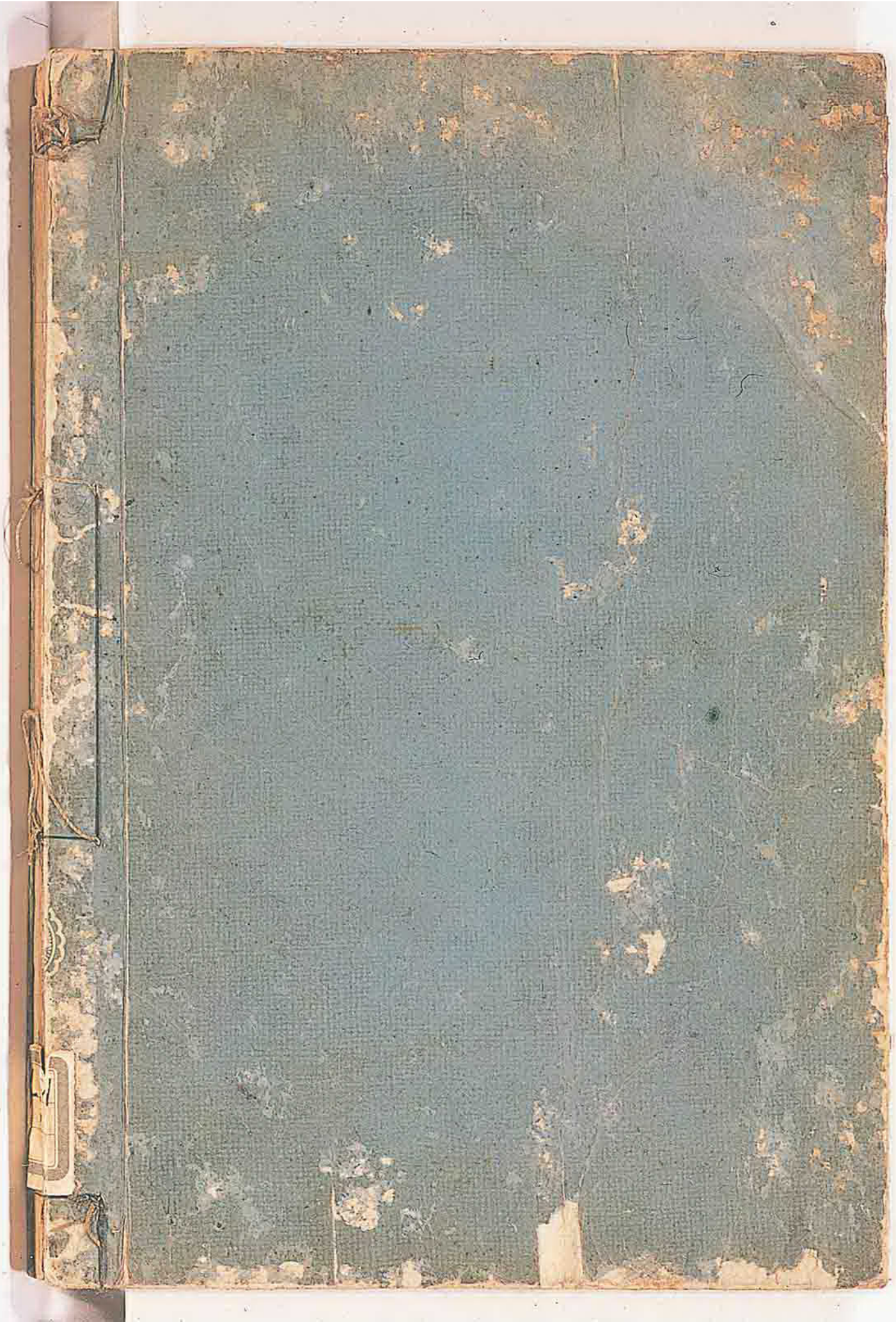
鶴屋　伊藤
英　平右
小清　長四郎
山田　佐助
須原屋　文助